

○目的（第1条）

太陽光発電設備の設置及び維持管理等に関し、設備の事業区域及び周辺地域における災害の防止、良好な景観、生活環境の保全を図り、町民の安全で安心な生活を確保する。

○適用区分（第8条、第18条）

- ・発電出力が50kwh以上の事業用のもの（建築物に設置する場合を除く。）は、許可を受けなければならない。
- ・抑制区域を含まない事業区域で、発電出力が10kwh以上50kwh未満の設置事業を行うときは、事業の着手前に事業概要書等を届け出なければならない。

○抑制区域（第7条）

次に掲げる区域に該当すると認めるときは、当該区域を太陽光発電設備の設置を抑制すべき区域として指定することができる。

- (1) 土砂災害その他自然災害が発生するおそれがある区域
- (2) 豊かな自然環境や魅力的な景観として良好な状態が保たれている区域
- (3) 設置事業により事業区域の周辺地域に著しい影響を及ぼすおそれがある区域

抑制区域は、規則で定める。



- (1) 砂防指定地
- (2) 文化財保護法、県条例、町条例により指定された史跡、名勝、天然記念物の区域
- (3) 農用地区域にある農地、第一種農地、甲種農地
- (4) 地すべり防止区域
- (5) 急傾斜地崩壊危険区域
- (6) 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域
- (7) 山地災害危険地区
- (8) 現状の地盤面が斜度30度以上の角度をなしている区域
- (9) 栃木県及び芳賀町が地区計画や道路整備計画を作成している区域

○説明会の開催（第10条）

- 1 事業者は、関係住民等に対し、事業計画についての説明会を開催しなければならない。
- 2 関係住民等は、説明会を開催した事業者に対し、事業計画に関する意見を申し出ることができる。
- 3 事業者は、意見の申出があったときは、関係住民等と協議しなければならない。

※関係住民等

- (1) 事業区域が属する大字及びその周辺に居住し、又は土地若しくは建物を所有する者
- (2) 賃借権、地上権、地役権その他の権原により、近隣区域の土地又は建物を使用する者
- (3) 近隣区域を含むその周辺の自治会の役員等

○手続き等（事業者）

着工前

- (1) 町と事前協議（第9条）
- (2) 近隣住民等に対する説明会の実施（第10条）
- (3) 事業の実施に係る申請（第8条）

工事完了後

- (1) 発電事業の開始の届出（第21条）
- (2) 設備の適正管理（第22条）
- (3) 異常発生時の対応（第23条）
- (4) 設備等の適正処分（第24条）
- (5) 発電事業の終了の届出（第26条）

○設置許可の基準等（第11条）

- (1) 周辺地域における自然環境を害するおそれがないこと。
- (2) 周辺地域における景観を害するおそれがないこと。
- (3) 周辺地域において土砂崩れ、氾濫その他の災害を発生させるおそれがないこと。
- (4) 設置事業の完了時における事業区域の高さ、法面の勾配、土地の造成を行う面積等の造成計画が宅地造成等規制法、都市計画法その他の関係法令に適合していること。
- (5) 排水施設、擁壁その他の施設が関係法令及び規則で定める基準に適合していること。
- (6) 地形、地質及び周辺地域の状況に応じ配慮すべき事項又は講ずべき措置が、関係法令及び規則で定める基準に適合していること。
- (7) 周辺地域における道路、河川、水路その他の公共施設の構造、管理等に支障をきたすおそれがないこと。
- (8) 太陽光の反射、騒音等による生活環境に対する被害を防止するための措置その他の関係住民等の生活環境を保全すべき措置が講じられていること。
- (9) 設置する太陽光発電設備が電気事業法、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令の基準に適合していること。
- (10) 町の総合計画、環境基本計画、都市計画、農村環境計画、森林整備計画、土地利用調整基本計画その他の将来計画に適合していること。
- (11) 説明会及び事前協議を適切に実施していること。